

市第 198 号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る 人員等の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、本市において、関係規定の整備を図るため、「横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」（平成 26 年 9 月横浜市条例第 50 号。以下「条例」という。）の一部を改正する必要があるので提案します。

2 介護保険法施行規則改正の趣旨

地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対する指導及び支援、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整などの役割を果たすことがより一層求められてきます。

そのため、今回主任介護支援専門員に必要な能力の保持・向上を図ることに加えて、介護支援専門員に対する指導や実務を通じた知識・技術を高めることを目的として、新たに 5 年ごとの更新制を導入し、更新時における新たな研修を創設したものです。

3 条例の改正概要

条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員の基準に、「主任介護支援専門員更新研修」を修了していることを追加して規定します。

4 条例の施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日